

都市像 3

ともに生きる心が広がり
いきいきと暮らせるまち



施策01

地域共生社会を推進する

施策の方向

1 福祉のまちづくりの推進

地域住民が「ちゅいしいじい」の心でつながり、互いに支え合いながら、地縁団体や福祉団体、法人等と協働して、地域をともに創っていく社会づくりを推進する。

また、市民・社会福祉関係団体・行政など、多様な主体の連携強化により、地域の福祉課題を把握し、解決していく仕組みづくりをはじめ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や、属性に捉われない包括的かつ横断的な支援体制の構築をすすめるとともに、多様な媒体をとおして福祉情報を発信する。

社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる福祉活動拠点の整備を図る。

2 福祉コミュニティの充実

学童期における福祉に触れる機会の創出やボランティア人材をはじめとする地域福祉の担い手の育成など、福祉教育の推進を図るとともに、地域における「ちゅいしいじい」の心を醸成し、企業の社会参加促進や市民の互助意識高揚を図る。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
ボランティア活動者数 (ボランティア派遣人数)	1,160人	1,220人	個人および団体によるボランティア派遣人数

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市地域保健福祉計画（ちゅいしいじいプラン）（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・地域保健福祉計画事業 ・地域福祉基金
- ・沖縄市福祉サービス苦情解決システム設置事業
- ・沖縄市民生児童委員協議会補助金 ・ボラントピア事業補助金
- ・沖縄市福祉まつり事業補助金 ・沖縄市民生委員推薦会費
- ・沖縄市社会福祉協議会補助金 ・在宅福祉事業費
- ・福祉文化プラザ維持管理費
- ・社会福祉センター・男女共同参画センター維持管理費
- ・ふれあいのまちづくり推進事業補助金
- ・敬老事業補助金



現状と課題

1 福祉のまちづくりの推進

本市は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ともに助けあう「ちゅいしいじいの心」が育まれるまちをめざし、平成29年3月に「第5次沖縄市地域保健福祉計画（ちゅいしいじいプラン）」を策定した。

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、本市においても地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的かつ横断的な支援体制を構築するため、属性にとらわれない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた取り組みについて検討をすすめるとともに、地域福祉の拠点として市社会福祉協議会の機能強化を図っていく必要がある。福祉施策や福祉サービス等に関する情報発信については、必要な人に必要な情報が届くよう、SNSの活用など、きめ細かな取り組みが求められているほか、障がい者や外国人などにも情報が正しく届くような対策が求められている。

また、福祉文化プラザ・社会福祉センター・男女共同参画センターを設置し、市民の保健・福祉の増進や地域福祉の推進を図っているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

2 福祉コミュニティの充実

本市は、地域の福祉課題を把握する小地域ネットワークの構築やボランティア人材の育成などに取り組んでいる市社会福祉協議会をはじめ、敬老事業をとおして世代間の交流を図る自治会や民生委員・児童委員の活動を支援している。

自治会員の減少や民生委員・児童委員のなり手が不足している現状があり、人材の確保と育成が課題となっている。また、公的なサービスでは対応できない日常的な見守りや、住民相互の助け合いの活動が地域で活発におこなわれるためには、「ちゅいしいじい」の心を醸成し、高めていくことが大切であり、地域福祉活動への参加の機会を増やすなど、福祉の担い手の育成をすすめていく必要がある。さらに、企業の力が求められるような地域課題の解決に向け、地域企業の社会参加を促進するための取り組みが必要である。

参 考

ボランティア活動者数（ボランティア派遣人数）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
766人	1,150人	1,160人

用語の解説

- ◆「地域共生社会」：地域において一人ひとりが生きがいや役割を持ち、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、ともに支え合う社会。地域住民、地域活動団体、NPO、企業等、多様な主体が参画して地域をともに創っていくという考え方。
- ◆「ちゅいしいじい」：互いに助け合うさま。（相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることはすすんで提供し、支援しあおうという考え方）



施策01

高齢者が躍動する社会づくりを推進する



施策の方向

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターを拠点として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等が有機的に機能する体制を強化するとともに、生活支援の担い手の養成・発掘等やネットワーク化などに取り組み、地域住民や団体・企業、関係機関等と連携して、ともに支えあう地域づくりを推進する。

2 在宅生活と社会参加への支援

シルバーハウジングの運営や民間賃貸住宅への入居支援など、高齢者の住まいの安定確保を図るとともに、配食サービスの提供など、心身の状態に応じた生活環境づくりや介護者に対する相談支援および負担軽減に取り組む。

老人福祉センターの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる活動拠点の整備を図るとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する老人クラブ等を支援する。

3 認知症の予防と共生の推進

生活習慣病の予防や社会参加の機会の創出など、認知症の発症を遅らせる取り組みをすすめるとともに、認知症への理解に向けて普及・啓発活動をおこなう。

また、地域における認知症の人や家族の早期発見・早期相談支援に取り組むとともに、容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できる体制を確保する。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

沖縄市高齢者がんじゅう計画にもとづき、要支援者・要介護者に対するサービスの充実や介護保険制度の適正な運営に取り組む。



施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための意識啓発に関する講座受講者数	2,686人	6,050人	※H29年からの累計数
認知症サポーター養成者数	7,422人	13,430人	※H17年からの累計数

関連する部門別計画や指針など

・第7次沖縄市高齢者がんじゅう計画（令和3～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・地域包括支援センター事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業 ・敬老祝金支給事業 ・在宅高齢者福祉事業 ・高齢者見守り体制整備事業
- ・食の自立支援事業 ・中部地区老人クラブ連合会補助金 ・沖縄市老人クラブ補助金
- ・高齢者住宅等安心確保事業 ・家族介護用品支給事業 ・介護給付費適正化事業
- ・老人福祉センター維持管理費 ・認知症総合支援事業 ・認知症サポーター養成事業 ・居宅介護サービス給付費
- ・施設介護サービス給付費 ・介護予防サービス給付費

現状と課題

1 地域包括ケアシステムの推進

国は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、住まい、生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化を図っている。また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しており、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくなる共生型サービスの設置が促進されている。

本市の高齢化率も毎年増加傾向にあり、令和元年度末時点で20%を超えている。そのため、地域包括ケアシステムの構築に向け、7か所に地域型地域包括支援センターを設置している。地域共生社会の実現も見据えつつ、地域社会から孤立する可能性のある高齢者の見守りや相談支援体制づくりに取り組むとともに、地域型地域包括支援センターや地域関係機関との情報交換・連携強化が求められている。

2 在宅生活と社会参加への支援

高齢者が在宅で自立して生活できるようシルバーハウジング（室川市営：29戸、安慶田市営：20戸）の整備をはじめ、日常生活に支障のある高齢者への配食サービスの提供や福祉電話・緊急通報システムの設置支援に取り組んでいる。また、要介護認定4および5の在宅高齢者等を介護している家族に介護用品を給付しているが、高齢者等の生活実態をふまえて支給要件等を検討する必要がある。

高齢者の社会参加促進に向け、中部地区老人クラブ連合会や沖縄市老人クラブ、単位老人クラブの活動を支援している。近年、老人クラブ会員数が年々減少傾向にあるため、会員増に向けた取り組みの支援を検討していく必要がある。

本市には老人福祉センターが2施設（寿楽園・かりゆし園）あり、高齢者の健康増進やレクリエーション等の

活動の場を整備しているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

3 認知症の予防と共生の推進

平成30年には、全国において認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の約7人に1人が認知症と見込まれる中、国は、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症に対し「予防」と「共生」の両輪で施策を推進するとしている。

本市は、認知症の人の尊厳が守られ、認知症への正しい理解や認知症の早期発見・早期相談につながるよう、認知症サポーターの養成や医療機関と連携して認知症の初期集中支援をおこなうとともに、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員による相談支援や支援体制づくりに取り組んでいる。今後も、より多くの市民に認知症への理解が深まるよう、様々な年代を対象に啓発活動を継続して取り組む必要がある。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスを利用する高齢者は将来にわたり増加することが予想されるため、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりをすすめている。

本市は、介護給付の充実と適正運営のため、サービス事業者への相談支援や指導等とおして介護保険サービスの質の向上を図るとともに、市民やサービス事業者等に介護保険サービスの適正利用に向けた普及啓発をすすめていく必要がある。

参 考

生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための意識啓発に関する講座受講者数（累計）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
693人	1,629人	2,686人

認知症サポーター養成者数（累計）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
5,608人	6,302人	7,422人

用語の解説

- ◆高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合。 沖縄市 平成30年：19.6% 令和元年：20.0%
- ◆シルバーハウジング：高齢者が地域社会のなかで自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。生活援助員が配置され、必要に応じ、相談支援・安否の確認・一時的な家事援助・緊急対応等のサービスをおこなう。

施策02

障がいの有無にかかわらず
自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる

施策の方向

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

総合的に障がい者等を支援するため、家庭、地域、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を図るとともに、当事者の状況に応じた障害福祉サービス等の充実に取り組む。



2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

障がい者等が適切に意思決定できるよう、相談および円滑な意思疎通の支援に取り組む。

市民の障がいへの理解促進・差別解消に向けた広報・啓発活動に取り組むとともに、ハード・ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。

また、障がい者の自立および社会参加の促進に向け、障がい者スポーツの普及や地域住民との交流の機会を創出するとともに、障がい者団体・家族会等への支援をおこなう。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
障がい者等の社会参加者数	1,300人	1,570人	スポーツ・レクリエーション教室参加者、移動支援利用者等

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市障がい者プラン（令和3～5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・沖縄市障がい者計画事業
- ・精神保健福祉事業
- ・障害者自立支援事務費
- ・障がい福祉システム事業
- ・障害者自立支援給付費
- ・障害児通所支援等給付費
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者（20歳以上）支援事業
- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- ・身体障がい関係団体補助金
- ・知的障がい関係団体補助金
- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金
- ・地域生活支援事業
- ・特別障害者手当等給付費
- ・自立支援医療費
- ・重度心身障がい者（児）医療費助成事業
- ・精神保健福祉関係団体補助金
- ・障がい者基幹相談支援センター運営事業



現状と課題

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

国は平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、障がい者や難病患者等の活躍支援や地域共生社会の実現を位置づけており、平成30年に障害者基本計画を改定している。

本市では、平成30年3月に策定した第4次沖縄市障がい者プラン〈改訂版〉の中で、はじめて障害児福祉計画を位置づけ、施策を総合的に展開している。障がい者・児や難病患者等が、その有する能力等に応じ、自立した日常生活や社会生活を営み、安心して地域生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供をはじめ、自立支援医療（精神通院・更生・育成）による医療援護等を実施している。

今後、地域共生社会の実現に向けた取り組みを視野に、障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、引き続き教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者やその家族を切れ目なく支援していくことが求められる。

2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市は障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去をすすめるため、市民の障がいに対する理解促進・差別解消やハード・ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進に取り組んでいる。障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮が十分に浸透していないため、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が課題となっている。

障がい者等の社会参加や自立を促進するため、当事者家族会等への支援や障がい者スポーツの普及、障がい者等への相談支援、意思疎通支援等をおこなうとともに、日常生活用具給付費や自動車運転免許の取得等を助成している。

今後、障がい者等が自らの生き方を選択・決定できる相談支援や情報提供体制を確保するとともに、障がい者支援活動を促進する取り組みや、多様な立場にある地域住民と相互に交流できる場のあり方を検討する必要がある。

参 考

障がい者等の社会参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,086人	1,239人	1,300人

用語の解説

- ◆ライフステージ：人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。
- ◆アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること、また、どの程度利用しやすいか、利用しやすさのこと。
- ◆バリアフリー：障がい者、高齢者、妊娠している人やこども連れの人などが、社会生活を送る上でバリア（障壁）となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアをなくしていくという考え方。



施策03

自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する



施策の方向

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

高齢期や人生における不測の事態の備えとなる国民年金制度の周知に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、市民の年金受給権の確保に努める。

2 生活困窮者の自立促進

生活困窮者に対する自立相談や住居確保、学習等の支援に取り組むとともに、地域や関係団体等と連携強化を図り、生活困窮者の自立および社会参加を促進する。

3 生活保障と自立支援

要保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムの強化や医療扶助の適正化など、生活保障の適正な実施を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者割合(%)	50.4%	60.0%	
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合(%)	35.9%	41.3%	

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・国民年金事務費
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護適正実施事業
- ・生活保護費



現状と課題

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

本市では、国民年金担当窓口を設け、各種手続きや相談への対応をおこなっている。国民年金は、高齢期や傷病による障がい等の人生における不測の事態に対する生活の安心を支える大切な備えであることから、低年金者や無年金者の発生防止に向け、国民年金制度の周知を図るとともに、複雑かつ多岐にわたる年金制度の説明をおこなう相談員の専門性の確保・向上が求められる。

2 生活困窮者の自立促進

国は、平成30年に「生活困窮者自立支援法」を改正し、新たに設けた基本理念を、「生活困窮者の尊厳の保持」や「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況」等とし、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者の状況に応じた包括的かつ早期的な支援を展開としている。

本市では、生活困窮者自立支援法の施行前からホームレス相談や住宅支援などに取り組んでおり、施行後は、生活困窮者の状況等に応じた自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労に必要な研修・訓練、高校進学に向けた学習支援などを実施している。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、住居確保給付金の申請対象者が拡充され、相談が大幅に増えたこともあり、生活困窮者の自立支援および社会参加に向け、相談体制の充実や庁内を含めた関係機関との連携を、一層すすめていく必要がある。

3 生活保障と自立支援

令和元年度の本市の保護率は37.12%と、全国平均の約2.2倍、沖縄県平均の約1.5倍となっている。被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこなうとともに、被保護世帯の早期自立を図るため、就労、資産、生活、療養の分野における自立支援プログラムを実施している。

本市の保護率は平成30年度から減少傾向にあるが、被保護世帯数は依然として増加しており、生活保障にかかると事務を適正かつ着実に実施していくため、ケースワーカーの安定的確保・資質向上や自立支援プログラムの充実強化が喫緊の課題である。

また、保護費全体の約半分となる医療扶助については、要保護者の健康管理支援や頻回・重複受診の解消、ジェネリック医薬品の利用周知など、医療費の適正化に向けた取り組みを強化する必要がある。

参 考

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者数割合(%)	65.8%	49.3%	50.4%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合(%)	49.7%	42.8%	35.9%

用語の解説

- ◆保護率：市人口の1,000人に対する被保護人員の比率を示す数値。係数は‰（パーミル）。
- ◆ケースワーカー：福祉事務所に配置され、生活保護業務全般をおこなう現業員。

施策01

ライフステージに応じた健康づくりを推進する



施策の方向

1 自ら取り組む健康づくりの推進

地域や職場、関係団体等との連携のもと、ライフステージに応じた健康づくりや食育を促進し、市民がすすんで自らの健康づくり活動に取り組む環境づくりを推進する。介護予防・フレイル予防に関する知識の普及・啓発をおこなうとともに、支援を要する高齢者を把握し、適切な介護予防活動につなげる。

また、住民主体の「通いの場」の設置や運営継続を支援するとともに、リハビリテーション専門職と連携しながら、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

2 生活習慣病対策の推進

働き盛り世代をはじめとする市民の生活習慣病およびがんの早期発見・早期治療・重症化予防に向け、地域や関係団体、医療機関等との連携のもと、市民への特定健康診査や各種がん検診等の受診勧奨強化および健康に対する意識の向上を図るとともに、受診環境の充実・拡充や対象者に応じた特定保健指導等をおこなう。

3 こころの健康づくりの推進

ストレスに向き合い、ストレスを上手に解消する方法などについて、講演会等により普及・啓発をおこなうとともに、自殺対策を支える人材の育成や地域におけるネットワークの強化、庁内・関係機関等との連携による相談支援の充実を図るなど、生きることの包括的な支援体制を整備する。

4 感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識や新しい生活様式の普及・啓発を図るとともに、県や関係機関と連携して感染症の予防および蔓延・拡大防止に努める。

また、免疫水準を高めるために必要な予防接種については、負担軽減を図るとともに、接種勧奨や周知等を強化しながら、接種率の向上に努める。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険については、国の推奨する「市町村事務処理標準システム」等の導入検討や交付金等の活用による医療費の適正化に取り組むとともに、保険料徴収体制の強化や納付環境の充実を図り、国民健康保険事業の安定的な運営に努める。

後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携して実施する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
特定健康診査受診率	35.9%	40.5%	現状値は、令和元年度特定健康診査受診率（法定報告値）
人口10万人あたりの自殺者数	16.88人	13.70人	

関連する部門別計画や指針など

- ・第2次ヘルシーおきなわシティ21（平成31～令和5年度）
- ・第3次沖縄市食育推進計画（平成31～令和5年度）
- ・沖縄市自殺対策計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・健康づくり推進事業
- ・介護予防地域活動支援事業
- ・自殺対策事業
- ・国民健康保険関連事業

現状と課題

1 自ら取り組む健康づくりの推進

本市では、平成31年3月に「第2次ヘルシーおきなわシティ21」「第3次沖縄市食育推進計画」を策定し、健康寿命の延伸に向けて取り組んでいる。引き続き、市民が健康に対して意識するきっかけづくりや行動変容を促す環境づくりに取り組む必要がある。

本市はこれまで、介護予防教室の開催やリハビリテーション専門職の配置などをおこない、介護予防を推進してきた。令和元年度開始した介護予防がんじゅうポイント制度の利用者が少ない傾向にあるため、制度の普及に向けた周知活動を強化する必要がある。また、国が推進する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の導入に向け、本市においても対象者や実施体制等の検討をすすめる必要がある。

2 生活習慣病対策の推進

本市では平成30年3月に策定した「第2期沖縄市保健事業実施計画（データヘルズ計画）」において、年度ごとの特定健診および特定保健指導実施率の目標を設定し、取り組みをすすめている。本市の特定健康診査率は35.9%（令和元年度）であり、特に40歳代の働き盛り世代の受診率が低く、通院治療者の未受診者も多い。また、がん検診の受診率も8～11%台であり、国の目標50%には至っていない。地域・企業・医療機関等との連携強化を図り、社会全体での対策が求められる。

3 こころの健康づくりの推進

本市は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、令和2年3月に「沖縄市自殺対策計画」を策定している。人口10万人あたりの本市の自殺者数は全国や沖縄県と比較して、高い傾向にあることから、自殺者0に向け、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、

適切な相談支援・対応をおこなうための体制構築・人材育成等を図る必要がある。

4 感染症対策の推進

本市は平成26年3月「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を実施している。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、これまでの暮らしと感染症対策を一変させた。この経験をふまえ、未知のウイルスから市民の生命と健康を守るため、平時からの訓練実施や必要物資の備蓄、発生時の拡大防止に向けた情報発信などに取り組む必要がある。

また、本市では、感染防止・重症化予防のため、契約医療機関における予防接種を実施しており、こどもの麻疹・風しんやおたふくかぜ、高齢者の肺炎球菌やインフルエンザ等の予防接種を全額公費負担で実施するとともに、接種勧奨や周知に取り組んでいる。予防接種によって免疫水準を高めることは、感染症の流行抑制の有効な手段の一つであることから、健康意識および予防接種率向上を図る必要がある。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業特別会計は、平成29年度以降、一般会計からの基準外繰入をおこなっていないものの、保険料収納率は平成26年度の92.93%をピークに減少しているため、徴収体制の強化を図る必要がある。また、特定健康診査・特定保健指導について、その受診率等が交付金の指標となる「保険者努力支援制度」も創設されたため、関係課と連携して取り組む必要がある。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加を見据えて沖縄県後期高齢者広域連合とのさらなる連携を図り、制度の運営にあたる必要がある。

参 考

特定健康診査受診率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
35.1%	34.8%	35.9%

人口10万人あたりの自殺者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
19.07人	19.75人	16.88人

用語の解説

- ◆ライフステージ：人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。
- ◆特定健康診査：平成20年度より始まった40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした健康診査。